

第1回 宮城県受動喫煙防止対策検討会議 議事録

日時：平成26年6月19日（木）

13:30～15:30

場所：県庁16階1601会議室

(出席者)

相田構成員，小坂構成員，小林構成員，今野構成員，鈴木構成員，高橋構成員，富永構成員

(欠席者)

阿部構成員，上村構成員

(次第)

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 座長，副座長の選出
- 4 議事
 - (1)「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」策定の経緯と今後のスケジュールについて
 - (2)「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」素案について
- 5 その他
- 6 閉会

(配布資料)

- 資料1 「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」の策定について
- 資料2 受動喫煙防止対策に関する世界や国の動向及び各都道府県の取組状況について
- 資料3 「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」素案

1 開会

(司会)

本日は，お忙しい中御出席いただき，誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして，本日お配りしております資料を確認させていただきます。会議資料は，次第の次に検討会議の開催要項，資料1から資料3までございます。

資料の不足がございましたら挙手願います。事務局員がお届けいたします。

皆様よろしいでしょうか？

なお，本会議は，情報公開条例第19条の規定に基づき，公開とさせていただきます。

それでは，只今から，宮城県受動喫煙防止対策検討会議を開催いたします。開会に当たりまして，保健福祉部健康推進課長の小泉より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

(小泉健康推進課長)

宮城県受動喫煙防止対策検討会議の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。

また、皆様には、本検討会議の開催にあたりまして、御参画をお願いしたところ、快くお引受いただき、心から感謝申し上げます。

さて、震災から3年が過ぎまして、今年度から宮城県震災復興推進計画の再生期がスタートしております。これから復興を加速化させていく上でも、県民の健康の確保は非常に重要であります。また、少子化が進む中であって、特に妊婦や幼い子どもたちの健康の確保が非常に大切となっています。

こうしたことを踏まえまして、昨年度、「第2次みやぎ21健康プラン」を策定させていただき、3本の柱を立てまして、スローガンを設けました。1つは「減塩!あと3g」、次に「歩こう!あと15分」、3つ目が「めざせ!受動喫煙ゼロ」ということでございます。昨年策定してから2年目に入りまして、これらの取組を本格化していこうという中で、受動喫煙防止対策を進めるにあたり、この度受動喫煙防止ガイドラインを策定することにしました。

受動喫煙の防止につきましては、世界の動きですとか、厚生労働省の動きですとかが示されているところではありますが、県民の皆様には「受動喫煙」という言葉を知っていただいて、喫煙と受動喫煙とは違うといった点も御理解いただき、関心を持っていただきたい。そこで、今までガイドラインのようなものをお示ししておりませんでしたので、これからの宮城の未来を担う人々の健康を守るための第1歩とさせていただきたいと思ひまして、皆様方をお願いしたところでございます。

本日は、ガイドライン素案について、御提示させていただきましたので、皆様方の専門的な見地から、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。そして県民の皆様から御意見が沸きあがることを願って作っていきたく思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、本検討会議の構成員の皆様を御紹介いたします。

- ・宮城県保健福祉部参与(歯科医療保健政策担当) 相田潤でございます。
- ・東北大学大学院歯学研究科副研究科長 小坂健様でございます。
- ・特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事 小林純子様でございます。
- ・仙台商工会議所理事兼事務局長 今野薫様でございます。
- ・全国健康保険協会宮城支部企画総務部長 鈴木信之様でございます。
- ・公益社団法人宮城県医師会常任理事 高橋克子様でございます。
- ・一般社団法人宮城県薬剤師会常任理事 富永敦子様でございます。

次に、宮城県受動喫煙防止対策検討会議開催要綱第4により、座長及び副座長を置くとなっておりますので、座長、副座長を選任いただきたいと思います。

事務局といたしましては、みやぎ21健康プラン推進協議会の会長を務めていただいている小坂健様に座長を、同じく協議会の副会長を務めていただいている高橋克子様に副座長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか？

(場内)

異議なし。

(司会)

ありがとうございます。それではお手数ですが、お二人には座長、副座長の席にお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、開催要綱第4第2項の規定により、これからの進行につきましては小坂座長をお願いいたします。

4 議事

(小坂座長)

皆様、小坂でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

宮城県は、特に男性の場合は、塩分もワースト、運動しない人もワースト、喫煙に関してもワーストということで、これらを一生懸命にやらなければいけないのはもちろんですが、たばこの場合は、吸う人の権利も尊重していかなければいけない中で、たばこの煙を吸いたくない人の権利は比較的蔑ろにされてきた印象があります。ようやく宮城県もガイドラインをつくることになり、特に被災地として、海外や県外からもお客さんが来るわけですから、被災地が先頭を切って「健康を守るんだ」ということを示すためにも、課長からも挨拶がございましたが、このガイドラインが第1歩となることを期待しております。この前、少し残念だったのですが、被災地の商店街で、たばこの煙がもうもうとしているところがありました。皆様からの活発なご意見をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(小坂座長)

それでは次第に従って進めて参ります。

議事「(1)「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」策定の経緯と今後のスケジュールについて」事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料1、資料2について説明

(小坂座長)

ありがとうございました。ただいま、資料1、資料2についてご説明がありました。

これらにつきまして、御質問・御意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、今日の本題になりますが、議事「(2)宮城県受動喫煙防止ガイドライン」素案について、事務局からご説明をお願いします。

まず資料3のガイドラインの表紙をめくっていただいて、目次が書かれております。

本文は8つの項目から構成されています。まずは、「1 はじめに」から「5 宮城県の受動喫煙の状況」までの部分について説明をいただいて、1つ1つご質問等いただきたいと思っております。

それでは、1から5について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3の「表紙」,「1 はじめに」について説明

(小坂座長)

それでは、表紙ですが。

アニメむすび丸は尻尾が付いてるんですね。副題はよろしいでしょうか。「未来を担う人々の健康を守るために」という副題が付いていますが、これについてはよろしいでしょうか。

次に、1ページの「1 はじめに」についてですが、これについてはいかがでしょうか。

(小林構成員)

5段落目の「妊婦や子どもが他人のたばこの煙を吸わされる」とあるのですが、(4段落目の)「他人のたばこの煙を吸わされる」では、喫煙と受動喫煙を区別するということが良かったのですが、5段落目の「妊婦や子ども」のところは「他人の」というのは必要ないのではないかと思ったのですが。

(小坂座長)

無くていいような気がしますね。事務局よろしいでしょうか。

ちょっと私のほうから。「1 はじめに」の下ですが、誰かの名前が入るのでしょうか？ぜひ、それなりの方のお名前が入るといいなと思いました。

続いて、「2 背景」について、説明お願いいたします。

(事務局)

資料3の「2 背景」については、資料2で説明したので省略。

(小坂座長)

皆様、「2 背景」の説明については省略ということでよろしいでしょうか。

それでは3ページ目、「3 宮城県の受動喫煙防止対策の目標等」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3の「3 宮城県の受動喫煙防止対策の目標等」について説明

(小坂座長)

これに関しては、第2次みやぎ21健康プランの説明ということで、みやぎ21健康プラン推進協議会の委員をされている方もいらっしゃるのでは特に問題ないかと思いますが、何か御質問ございますでしょうか。

(鈴木構成員)

ベースライン値の数字は、後で御説明があるかと思うのですが、9ページの男女別のデータと整合性が取れているということで、よろしかったでしょうか。

9ページ10ページだけ見ると、ベースライン値と結びつかないのですが、男女一緒の

数字ということよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(小坂座長)

数字に関しては、これは男女別ということですよ。よろしいでしょうか。

(今野構成員)

4ページの(4)の関係機関の取組の方向性ですが、これがよく分からないのですが。それぞれの機関でどのくらい取組が進んでいるかということでしょうか。

(事務局)

それぞれの項目について、二重丸のところはすでに実施されている関係機関、一つ丸のところは今後主体的に実施可能な関係機関、△のところは他機関への協力や連携が可能な機関ということで区分しています。

(今野構成員)

何かの調査に基づいて、記載されたのでしょうか。

(小坂座長)

みやぎ21健康プラン推進協議会には様々な団体の委員の方が入っておりますので、各委員への聞き取りを参考にされてるんですよ。

(事務局)

その通りでございます。それからこの第2次プランは、「第1次プラン」「中間見直し」の際に、関係機関の方にどのような取組をされているのかお伺いしております。それを基に、みやぎ21健康プラン推進協議会で検討していただいた内容です。

(小坂座長)

よろしいですかね。それでは、次に「4 受動喫煙防止の必要性」について、説明をお願いします。

(事務局)

資料3の「4 受動喫煙防止の必要性」について説明

(小坂座長)

ありがとうございます。必要性というところで、主に科学的なエビデンスのところを示していただきましたが、御質問等ございますでしょうか。

(富永構成員)

エビデンスが出ているので分かりやすいのですが、8ページの一番上のグラフですが、

母・父・家族の「家族」というのは、家族の中で誰か吸っている場合ということですか。

(小坂座長)

説明がパッと見て分かりにくい場合があるかも知れないですね。

7ページ目の(2)子どもへの影響の2つ目の段落が、このグラフの説明になっているんですが、父親とか他の家族というのが、若干分かりにくいところですかね。

(富永構成員)

その他の家族ということでもいいんですよね？

(小坂座長)

なるほど。家族というのが誤解しやすいと。

(富永構成員)

そうですね。

(小坂座長)

ではそこを工夫してもらいたいと思います。

私から1点だけ。6ページの死亡者数の推計は、宮城県のものとは誤解される方がいると思うので、「わが国では」と記載があるほうがいいと思います。

では次、「5 宮城県の受動喫煙の状況」について、説明をお願いします。

(事務局)

資料3の「5 宮城県の受動喫煙の状況」について説明

(小坂座長)

今の説明について、御意見等ございますでしょうか。

(高橋副座長)

(2)の受動喫煙の状況の場所別受動喫煙率というのは、アンケートで出てきた値ですよ。

(事務局)

そうです。

(富永構成員)

(1)の公共施設の調査のところ、言葉が分からないのですが、基準日というのは何ですか。

(事務局)

9月30日現在で、敷地内禁煙になっているかといったことを調査したということです。

(小坂座長)

なるほど。何日現在といった分かりやすい言葉の方がいいかと思えますね。

(小林構成員)

色々なデータが出ているのですが、これがどういう調査で、サンプル数がいくらでとか、根拠としてそれぞれが違うので、説明が必要なのかなと思います。

例えば8ページのグラフですね。どういう方達がどういう調査をして出したデータなのかという点ですね。

このガイドラインがどのように使われるか分からないのですが、データを恣意的に集めてきたように思われないうように、記載する必要があるかなと思いました。

(小坂座長)

県民健康調査などについては、後ろに資料として付けていただいていると思いますが、健康日本21にも出ていればそれも付けていただければと思います。

(小坂座長)

あと9ページですが、色分けが分からない部分があるので、グラフの色具合について、最終案までに分かりやすくお願いします。

(富永構成員)

9ページのところで、「喫煙コーナー」の設置と言うのは、その施設の中に喫煙コーナーがあるということですか？

(事務局)

灰皿だけがその部屋に置いてあるとか、部屋にはなっておらず、広いところの隅で吸えるような状況です。

(富永構成員)

それ以外は受動喫煙防止対策としてはいいけれども、喫煙コーナーが設けられているところが問題だということですね。

(小坂座長)

喫煙コーナーというのは分かりにくいですか？誤解を生む可能性がありますか？もう少し詳しく書いたほうがいいでしょうか。

(富永構成員)

専用喫煙室と並列して書かれているので、分かりにくいと思うので、書き方を工夫すると思います。

(小坂座長)

受動喫煙防止対策がなされているところとなされていないところの区別がつくような書き方ということですね。

(富永構成員)

そうです。

(高橋副座長)

確かに小林さんがおっしゃったように、1980年代のデータというのは説得力がないですね。新しいデータがあるのではないかと思うのですが。できればバージョンアップしたデータのほうが良いのではないのでしょうか。

外国の例だと、イギリスだったと思いますが、受動喫煙防止を徹底した結果、虚血性心疾患の搬送率が物凄く減ったというデータもありますね。

外国と（日本を一概に）比べてはという意見もあるかもしれませんが、日本ではなかなか受動喫煙の影響を受けているかどうかを確認するシステムができていないというか、場所がないというか。外国ではパブでもたばこ吸えなくなった地区は、明らかに変化があったというデータがあったと思うので、そういうデータも加えるといいのではないのでしょうか。

(事務局)

調べてみたいと思います。

(小坂座長)

高橋副座長からの話のあったデータの件については、実際に介入したら相関関係が出たというのは確かに大事なところだと思う。

日本ではどうかという議論もあるかと思いますが、検討していただけたらと思います。その他よろしいでしょうか。

(高橋副座長)

喫煙コーナー「のみ」の設置とか、ちょっと強調してはどうでしょうか。「喫煙コーナーがあったらいい」ととられるといけないので。つまり、喫煙コーナーの設置は、対策は何もしてないよということになりますので。

(小坂座長)

他に何かございますでしょうか。

では続いて「6 受動喫煙防止に向けた取組の方向性」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3の「6 受動喫煙防止に向けた取組の方向性」について説明。

なお、一部資料の訂正がございます。注釈の提言が平成13年8月となっておりますが、平成18年3月の誤りでございました。お詫びして訂正いたします。

(小坂座長)

ここからがガイドラインの大事なところだと思いますが、(1)から(5)まで、ご意見をお願いいたします。

(高橋副座長)

11ページですが、学校、幼稚園が、「望ましい施設」という表現が甘いのではないかと思います。学校、幼稚園は禁煙「すべき」場所というのが正しい。官公庁とかが「すべき」であって、小学校、幼稚園が「望ましい」という表現は甘いのではないかと考えております。宮城県内の学校で、学校の中で吸っていいという学校はないと思う。「すべき」とした方がいいのではないかと。

(小坂副座長)

ではこれは、すべき施設ということでよろしいですか？よろしいですね。

(今野構成員)

今のご発言に関連するのですが、(3)の施設に「社会福祉施設」があるのですが、これも「望ましい施設」、むしろ「すべき施設」ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

(1)(2)につきましては、国の通知からも「すべき施設」だと、具体的に名称が上げられているのですが、(3)については、国の方からも明記された通知がきていないという状況でございまして、今のところ県の考えとしましては、国の動きに合わせておりました。

また、社会福祉施設にも様々な施設がございまして、皆様のご意見を踏まえながら、精査はしていきたいと思っております。

(高橋副座長)

これを見ると、わざわざ児童福祉施設を除くとあると、児童福祉施設はバンバン吸っていいよという誤解を招く。もちろん11ページには書かれてあるのですが、わざわざ除くと書かなくてもいいのではと思いますが。

社会福祉施設は、高齢者を対象とした施設とかですよね。そういうところは、今野構成員がおっしゃったように、利用者が受動喫煙に曝されるというのは非常に問題なので、例えば医療機関に準じて「すべき」のほうがいいと思います。そうすることで、社会福祉施設で働いてる人達も受動喫煙から守られると思う。

(小坂座長)

これについて、御意見ある方いらっしゃいますか？

(小林構成員)

初めてこういった会議に参加しているので、分煙についてお聞きしたかったのですが。喫煙のところに、何か有害物質を取り除く装置をつけるとか、排気の基準といったものは設けてないのでしょうか。

(事務局)

13ページにありますとおり、外への排気を流すとか、毎秒0.2メートル以上の気流が流れるような排煙装置を設置するなどがあります。

(小林構成員)

要するに煙を飛ばしてしまうことですよ。

敷地内に喫煙コーナーを設けてそこに人が集中すると、そこを通ったときに受動喫煙を強く受けてしまうというデメリットもあるんですよ。それよりは、バラバラに吸ってもらった方がマシという考えも出てきてしまうので、例えば今の科学で可能な装置をつけるとか、努力義務があるといいのかなと思っておりました。

(小坂座長)

いわゆる世の中の分煙というのは、効果がないと言われており、この完全分煙というのかなり大変ですよ。この基準を満たせば、国としては、良いのではないかということなのですが、これもある程度妥協策ではあるのですが。

確かに小林構成員の言うとおりに、敷地内に設置して十分かという、配慮が必要なんだと思いますが。

(小林構成員)

一時期、県庁の裏口を通るたびに、私は辛い思いをしたのですが。押し寄せて皆さんがそこに固まっていくというのが。そこに何か工夫が必要だと思いました。

(小坂座長)

さっきの社会福祉施設の件はいかがですか？

(小林構成員)

ちょっと微妙なのかなと思います。色々な社会福祉施設がありますので、施設の状況によって(2)か(3)か、選択することができるというのではないかと思います。

(小坂座長)

介護老人保健施設のように医療機関の扱いのような施設もありますので、もう一度精査して、場合によっては、もう少し禁煙を勧める方向になればいいのかなと思いますが。

(富永構成員)

社会福祉施設は、できれば(2)の方がいいと思うのですが、色々な施設もありますので。できれば(2)がいいなという気持ちはあります。

(小坂座長)

色々な福祉施設もありますし、通知上可能とか、実行上難しいとか、色々あると思いますので、少し精査してもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃいますように、社会福祉施設にも色々な施設がありまして。

病院でも、精神科や緩和ケア病棟は別扱いになっておりますので、社会福祉施設の中にも精神科の方の授産施設や作業所もございますし、そこは悩ましいなとは思っております。

(小坂座長)

あまり細かく区切ってもおかしい話になるし。できれば敷地内禁煙に向かっていくというのが分かってもらう書きぶりにした方がいいのかなと。ここに入っちゃうと「もうそれでいいんだ」となりかねないかなとも思います。

(今野構成員)

今日のメンバーで、商工業を代表する立場が一人だけですので、その立場からお話させていただくと、確かに(3)のところも色々意見があるのですが。

まずは公的な機関が率先してやっていただかないと、波及していかないと思います。一般的な意識としても、公的機関は完全に禁煙で、外に灰皿があるくらいという感覚があります。特に中小の飲食店等では(喫煙室を)中に設置しなきゃいけないというのは、お金もかかってくることになると思うのですが。

(小坂座長)

確かに色々な施設によっても、公的な要素が強い施設と、そうでない施設がありますからね。「公的機関は特に率先して」とプレッシャーをかけるとか、どういう形にするのか。

今野さんとしては、「公的機関は率先して」とあったほうがいいと思いますか。

(今野構成員)

民間としては、受け入れやすいかなと思いますね。

(高橋副座長)

公的な社会福祉施設には、受動喫煙のための対策をなささいということは、お話しているんですか。

(事務局)

先ほどの調査結果を各施設に返す際に、受動喫煙対策をお願いしたいという文面を、付け加えて通知させていただいております。

(小坂座長)

ガイドラインを作った後、実際関係団体の方と進めていく中でも色々なやり方があると思うので。ただ誤解の無いようにしなければならないですね。

(高橋副座長)

この(3)の公共交通機関なんて、バスや電車の中でたばこ吸う人もいないし。交通機関であれば、バスターミナルの会社とかであれば話は分かりますが。

(小坂座長)

この公共交通機関というのが何かというのを、はっきりした方がいいのかなと思います。

(事務局)

公共交通機関には船も入っております。船の場合は長期に渡って運行するものもありますので。バスや電車は禁煙になっているのですが。

(高橋副座長)

でも船は公共(交通機関)ですか？

(小坂座長)

どこまで公共交通機関かということですかね。

(高橋副座長)

それよりも、12ページ(2)の絵が、いかにも「敷地内に喫煙場所を設ければいいんですよ」というのが凄く引かかるんです。

原則は敷地内禁煙で。これだと敷地に喫煙する場所を作っていいですよと見えるんです。大学も敷地内禁煙できちんと指導していますよね。

(小坂座長)

私も2枚目の絵があると、かえってミスリードするんじゃないかと思うんです。

(富永構成員)

建物内禁煙の図にある敷地内の喫煙場所のマークが大きすぎるんじゃないですかね。

(高橋副座長)

敷地内に喫煙場所を設置してくだされば、敷地内禁煙になりますよという感じに見えておかしいのですが。

(事務局)

これは建物内禁煙について表した図でした。

(高橋副座長)

でも、「敷地内禁煙」と書いていますよね。

(事務局)

表題ですね。紛らわしいですね。確かに。

(小坂座長)

敷地内禁煙を目指すんですよね。これだけ出すと、「ここはこうやって下さい」というミスリードになるのではないかと思いますね。

(高橋副座長)

敷地内じゃないと意味をなさないと思うので、絵があると誤解が生じるので、文章だけで十分だと思います。

(今野構成員)

13ページの図も同じです。経営者も受動喫煙防止対策については意識しており、飲食店も顧客ニーズに合わせて取り組んでいる。対策をすればこういう新たな客が増えるということでやるんですが。そういうときに、完全分煙はこれしかないという意識になっちゃうと、どうするかなと思っちゃうんですよね。

(高橋副座長)

設備投資には200～300万でしょうか。

(今野構成員)

多分それ以上すると思うんです。この図もあると、特に(3)の事業者は身構えると思うんです。身構えさせるのが目的と言われればそれまでなんですが。

一方で、「完全分煙にする等」とあるんですよね。他にどんなことがあるんだろうと思うと、かえって混乱するんじゃないかと思いますね。

(小坂座長)

皆さん、いかがですかね。1つは絵の話と、完全分煙についてどうするか。

世の流れとして、やるのであれば完全分煙がということだと思うのですが。あるいは、大阪みたいに時間によってというのがあるのかなのか。

(鈴木構成員)

逆に文字だけで分かるのかなと。

図を消して、まっさらな状態で文字だけ見て分かるのかなと思うんですよね。

(事務局)

私どももイメージとして、1つの例として書いたということもありました。ただ一方で誤解を与えるということもあるかもしれませんので、工夫させていただきたいと思います。

(高橋副座長)

12ページの建物内禁煙の図の角に書いている喫煙マークはとった方がいいのではないのでしょうか。

(小林構成員)

こういうふうにかテゴライズしないで、基本的なところから目指す段階を示す、そして、公共施設はここまで義務であるとか、努力目標はこことか。全体で「ここに行くようにがんばりましょう」というイメージが出るようなものを示したらどうでしょうか。

(小坂座長)

各段階を、目指す方向性を、分かるように示すということですね。

(小林構成員)

飲食店はこのレベルで十分と決められているところを、もっと進んで対策したところは例えば表彰するとか、努力しようとする気持ちになるようなガイドラインだと良いのかなと。

(高橋副座長)

禁煙のレストランとか分煙のお店にはステッカー貼っていませんか？

(事務局)

飲食店のみでしたが。

(小坂座長)

どうやったらいいかという案がございませうかね。そこに入ればそれより上を目指さなくていいというのではなく、文字は書いてあるにしろ、さらに上(の対策)を目指せるような工夫の仕方について、各構成員から(アイデア)ありませんか。

(今野構成員)

どこかでステッカーのお話がありましたけれども。禁煙だとか分煙だとか時間分煙とか、ダウンロードして貼れるとか。具体的なものがあって、最後目指すところはここですよというのがあると。34年の数値目標があるので。

(小坂座長)

ガイドラインにアクションプランまで示すとか。ガイドラインにどこまで示すのかということも検討が必要かと思ひますね。もちろん載せられるところがあれば載せていいと思ひうんですが。

目指すところは目指してくださいという形で、見せ方の工夫がないのかなと。

(相田構成員)

5つ星みたいに禁煙度を星で示すとかはいかがですか。

(高橋副座長)

レストランみたいにですね。

(小坂座長)

ガイドラインに書き込む時に、何かあるべき姿が分かりやすくなると思ひかなと思ひうんですが。実際に作るとなると、無責任な提案をしてもいけないかなと思ひうんですが。

(小林構成員)

よくピラミッド型に作って見せる方法もありますよね。よく食育の方で、栄養のことを1つの図で使っているじゃないですか。そういうものがあれば、チラシとかに入れて、みんなですれを認識しながら努力するという意識付けができるかなと。

(富永構成員)

意識付けはそういう形がいいと思うのですが、一応は施設の区分は必要なのかなと思うんですよね。

(3) のところにどこまで(施設を)入れていくかとか、下の文言が4行で終わっているの、完全分煙という言葉だけ載せているというのは「ここを目指しなさい」という意味合いなのかと受け取りますが、なかなか進まないということであれば、こういうやり方から順番を踏んでやって下さいといった、もう少しランクをつけるというやり方も思うんです。ある程度区分としては確保していかないといけないかなと思います。

(小坂座長)

では文言で、基本的に「どこも敷地内禁煙を目指すべきなんだけど」と書いて、「現状こまでは仕方ないですよ」と書くにはいかがですか。

確かにタイトルには書いているのですが、それだけでは分かりにくいところがあるので、とりあえず文書で追加して。少し目標を示せるような図があれば、それはそれでいいのかなと思います。

(今野構成員)

最後の目標というのは、県民が受動喫煙に対する意識を一人ひとり持つということなんですよね、ハード的に規制をかけるのは。その辺がうまく表現できればと思うんですけれどもね。

(小坂座長)

意識だけとか、普及も教育だけではダメだと思うので、ある程度の決まりごとは必要だと思いますから、両方ですよ。

(小林構成員)

2点お願いしたいのですが。

11ページに「教育上の配慮から」ということ、それから12ページは大学生が「未成年から成年になる時期であり」というのがありますが、これはある意味受動喫煙とは関係ないと思うので、これは教育とか研修とかそういう面に入れてはいかがでしょうか。というのは、先生方に対しての禁煙という形で伝えたい訳なんですよね。多分この教育上の配慮というのは、子ども達の喫煙につながるんじゃないかということも入ると思うのですが、ここは切り離れたほうが良いと思うんです。大学生もそうなのですが、「吸い始める時期である」ということで教育が必要なのもわかるんですが、これを入れることで、ポイントが薄まってしまう気がしたのです。「大学生は吸わないようにしましょう」というのが言いたいというのが入ってきてしまっているの。受動喫煙とちょっと違うものが意図的に入っているなという気がしました。

それから14ページですが、喫煙者から見て施設を書かれているのですが、逆に施設を中心として7mの円形で示していただけないでしょうか。そして、もう1つ施設があれば、重なりあってダメなんですよというように。

(小坂座長)

今のは確かに。どっちの視点から書いてあるんだということですよ。たばこを吸わない人のほうから書いて欲しいということですよ。

(小林構成員)

今朝日新聞に掲載されている記事の中にもあるように、追いやられると人の目のないところに行ってしまう。吸う側でなく吸わされる側から見る必要があると思います。

(小坂座長)

大学のところどうします？理由を淡々と書いていくかとか。ちょっと御検討いただけますでしょうか。

(事務局)

建物内禁煙にすれば受動喫煙の害から免れるんですが、あえて敷地内禁煙にするのはという理由づけというのは、受動喫煙防止だけでは弱いと思ひまして、「教育上の配慮から」と入れさせていただいたのですが。

(小林構成員)

先生方が吸っているのを子どもがカッコイイとってしまうということですね教育上の配慮からというのは大事だと思うのですが。ただ、学校から出て行って近所で吸っている先生がPTAからひんしゆくをかっているの、なかなか進まないですよ。

(小坂座長)

そんなに不適切なものでもないと思うのですが。逆にないと、大学が敷地内禁煙に入る意味が薄まっちゃうのかなと。

(小林構成員)

分かりました。

(高橋副座長)

最後の図は、小林さんがおっしゃるように、工夫が必要じゃないかと思いました。

(小坂座長)

よろしいでしょうか。では「7 受動喫煙防止対策の推進」についてお願いします。

(事務局)

資料3の「7 受動喫煙防止対策の推進」について説明

(小坂座長)

御意見等、いかがでしょうか。

(今野構成員)

6と7を逆にしてもいいんじゃないかと思うんですね。

最初に対策を示した後に、取組内容を。先ほども申し上げましたが、県民1人1人が受動喫煙に対する理解を深めていくんだよというのが先にきてもいいかなと思います。

(小坂座長)

それも1つのアイデアですね。

(鈴木構成員)

プランがあって、示すと言う方法もありますよね。

(小坂座長)

鈴木さんとしてはどうですか。

(鈴木構成員)

私は、この順番のほうが。どういう方向性に向かって行くんだよという、そのためにどういうことをするんだよと言うほうが理解はしやすいと思うのですが。

その中で、県民の役割が羅列されているのですが、ここは話が言ったり来たりするので、整理されたほうがいいと思います。最初であれば教育という視点があるでしょうし、禁煙の支援もあるでしょうし、健康への影響もあるでしょうし、マナーであれば配慮ですよね。公共的な場所だったり、歩きたばこもあるでしょうし。それから家庭がないんですよ。女性の場合は家庭における受動喫煙の割合が高いというのもあったので、意識していただくという意味では入れていただいた方がいいのではないかと思います。

(小坂座長)

確かに、情報共有の部分、実際の部分を分けて記載していただいた方が。それからたばこ吸う人の側から書いてあるんですが、吸わない人がどういう配慮ができるのか。難しいですけどもね。何が書けるのか、もう少し整理して幅広くかけるといいのかなと思います。もう少し御検討下さい。

(富永構成員)

16ページの(2)の①に「施設の出入口から極力離すなどし」と書いているんですが、街に出て気になるのが、コンビニの前の灰皿とかで、入口でかなり煙を吸わされながら入っていく状況になっていて、配慮していただきたいと考えているのですが、ここに少し書いてあるだけなので、見逃してしまうというか。そういった点を13ページに入れ込む、あるいは16ページの飲食店の辺りに書いていただけると、受動喫煙は公園だけじゃなくて、入口からも多く煙を吸うと思うので、配慮していただければと思います。

(小坂座長)

すごく大事なところだから、個別のところに書いてもらうか、ソフトのところに書いていただくかということですね。

仙台市の議論の中では、仙台駅前のペDESTリアンデッキがだいぶ議論になったみたいですが。

(高橋副座長)

撤去することになったみたいですね。

(小坂座長)

単に設置するだけでいいということではなくて、置き方とかも具体的に書ければということですね？コンビニの前とか。

(高橋副座長)

歩道とか。

(小坂座長)

書けるようであれば御検討下さい。

(鈴木構成員)

(2)の施設管理者の役割のところですが、②従業員に対する役割とあるんですが、施設管理者は経営者という意図でこうなっていると思うんですが、テナントで入っているというニュアンスで読んでしまうと、ビルのオーナー従業員なのかというニュアンスになってしまうので、従業員に対する役割という表現は正しいと思うのですが、施設管理者の役割の中に入れてしまうとおかしくならないかなと思います。

(小坂座長)

(1)から(4)の分け方ということですかね。

(鈴木構成員)

「施設管理者」は「経営者」というニュアンスというのでお書きになっているんだろうとは思いますが。

(小坂座長)

他にいい文言ってありますか。施設毎の対応だから施設管理者なんだと思いますが。

(鈴木構成員)

工場が幾つかある場合は各工場の施設と取れるので、間違っていないと思うのですが。自分のところを考えると、ビルは「建物内禁煙です」といっても、施設管理者はビルのオーナーであって、1軒1軒のテナントの経営者は、施設管理者に該当しないと思う人が多いと思う。17ページの「②従業員に対する役割」を「経営者の従業員に対する役割」としてはどうでしょうか。

(小坂座長)

施設管理者となると、自分は関係ないと思ってしまいますかね。

(高橋副座長)

括弧書きにして、経営者とするのはどうでしょうか？

(鈴木構成員)

そうですね。「経営者が」とか、誰が誰に対してというのがあると分かりやすいと思いますね。

(高橋副座長)

そうすると、イロハもここに入らないような気がしますよね。

(事務局)

(2)の②を独立させてしまって、ということではどうでしょうか。

(高橋副座長)

それか、官公庁の役割にして、大学とかを入れるとか？

(今野構成員)

あるいは(2)の施設管理者の「施設」を除いてしまえば②を外す必要はないと思いますね。施設というと、建物という印象があるので。

(事務局)

管理者であったら、経営者としていただけですか。

(今野構成員)

そうですね、工場であったら工場長ということになりますし。

(相田構成員)

管理者・経営者の役割にしてはどうでしょうか。

(高橋副座長)

そうすると、イロハが少し変ですね。ここにくくるのは。

(小坂座長)

ここは事務局が検討できそうですか。

(事務局)

分け方の問題ですので、検討したいと思います。

(小坂座長)

ではちょっと検討をお願いします。

要は、自分のことだと思えるような書きぶりにした方がいいということですね。

(相田構成員)

②の従業員に対する役割のところ、「妊産婦及び呼吸器・循環器疾患等の疾患を持つ従

業員」とあるのですが、未成年の若者がバイトで飲食店で働いている場合も多くありますので、未成年も入れたほうが良いのではないかと思います。

(高橋副座長)

そうですね。

(小坂座長)

では、最後に「8 宮城県における受動喫煙防止対策」の説明をお願いします。

(事務局)

資料3の「8 宮城県における受動喫煙防止対策」についての説明

(鈴木構成員)

19ページですが、色々な保険者がありますので、例えば、被用者保険と連携を図ってとかあれば、私どもも他の保険者に働きかけやすいと思うので、そんなふうに変更いただければ、ありがたいと思います。

(高橋副座長)

国保もありますしね。県と協会けんぽだけ名前が出てくるのはおかしいですね。

(今野構成員)

あと1点よろしいですか？

仙台市がガイドラインまとめられましたよね。ここの整合というのは必要だと思っております。県が決めたのと仙台市で決めたのが違えば混乱するだけだと思いますので。それは個別の中身の問題もありますけど、やはり関係機関との連携あたりでそのあたりのスタンスも示されるといいかと思います。

(事務局)

取組みについては一緒にやっていきたと思います。内容については、少し違う部分もありますので、今後調整をしていきたいと思います。

(富永構成員)

受動喫煙防止対策に取り組む施設や飲食店にステッカーを交付するというのは「見える化」ということでは賛成ですし、受動喫煙に関し普及する月間とかがあると私達も訴えやすくなるので、私はいいかと思います。

(小坂座長)

ステッカーって書かれていましたか？

(事務局)

明記はしていませんでした。

(小坂座長)

ガイドラインの普及と言うのは書いてあるんですが、やはり市町村支援というのを強調して欲しいと思うのです。例えばがん検診で、基準を満たしていない市町村を公表していたら、3年で全部の市町村が基準を満たすということで底上げを図られたので、市町村の進捗状況を毎年ホームページで公表するとか、素晴らしい取組を表彰するとか、単なる周知というよりは、やっている人同士で話し合いながら、必要に応じて県が支援していくという姿勢をお示ししてはと思います。

それから、県のホームページで情報を発信しても、使いにくいし重いしと思っているので、関係するところが情報を公開するような。新潟大学のように大学が出してもいいし、あるいは業界の方などが宣伝できるように、情報を広めていただければなと思っています。

(事務局)

実は市町村別の受動喫煙防止対策の取組についてはホームページにアップはしているのですが、先生すら御存知ないということで、工夫していきたいと思っています。

(小林構成員)

今のに関連して、県外では母子手帳配布時に、妊婦さんへの受動喫煙の研修をしているところがあるのですが、宮城県では取組は聞いたことはないですね。関係機関とか団体への研修となっているんですが、母子手帳もらった時点で、妊娠した時点で、受動喫煙についての研修というか学習をしていただくと、かなり効果的ではないかと思うのですが。

(高橋副座長)

パンフレットは入れてるんですね。

(事務局)

母子手帳の交付のときに、町の保健師さんなどがお話をしたりというのは行っております。

(小林構成員)

それを実態調査して把握していただければ。まだやっていない市町村があれば働きかけをしていただければ。

(事務局)

基本的に母子手帳には情報は入っています。交付日が決まっていれば、研修会もできるのですが、妊婦さん方の利便性を考えていつでもいいですよとしていると、なかなか難しいということもあって、配るだけというのが多くなってますね。

(小林構成員)

色々なものが配られるんですね。だから意識していただかないと、多分配っても見過ごしてしまう可能性があるんです。母子手帳の時だけでなくもいいので、例えば子育て支

援センターに働きかけるとか、どこかに盛込まれたらいいと思いました。

(小坂座長)

ライフステージごとの対策というのは、今回は難しいですかね。受動喫煙対策ですからね。他にございませんでしょうか。全体を通じた御意見・御質問がございましたら、お願いします。

(鈴木構成員)

17ページのところなんですけど、②の従業員に対する役割のところ「長時間かつ長期間にわたり煙にさらされる」というところの、「長時間」と「長期間」というのは具体的にどのような。

(事務局)

例えば1日8時間を、何年間もということですよ。

(鈴木構成員)

判断の基準が人によって変わってしまう。要するに経営者の感覚によって変わってしまうというのはどうなのかと。

(高橋副座長)

嫌な人は1分でも嫌だというし、自分が吸っている人は長時間吸わなくても平気でしょうし、確かに曖昧な表現ですね。

長時間も長期間もいらんんじゃないでしょうか。

(小坂座長)

よろしいでしょうか。今日はこの辺で終わらせていただいて、御意見があれば事務局にお知らせいただくということで。

次回の検討会議はいつですか

(事務局)

7月31日です。

(小坂座長)

何か意見があれば、できれば今月中くらいまで事務局に提出するというところでよろしいでしょうか。

それでは本日は以上で終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

事務局にお返しします。

6 閉 会

(司会)

長時間にわたり御協議ありがとうございました。

以上をもちまして、宮城県受動喫煙防止対策検討会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。